

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）〔第一条関係〕

（網掛けゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後	改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 裁判員等の保護のための措置（第百条―第百二条の二）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があつた場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件</p> <p>二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 裁判員等の保護のための措置（第百条―第百二条）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条又は第三条の二の決定があつた場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件</p> <p>二（略）</p>	<p>（同上）</p> <p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があつた場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件</p> <p>二（略）</p>

257 (略)

(対象事件からの除外)

第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が**畏怖し**、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

257 (略)

(対象事件からの除外)

第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が**畏怖し**、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

257 (略)

(対象事件からの除外)

第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が**畏怖し**、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

(削る)

第三条の二 地方裁判所は、第二条第一項各号

に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

一 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

(新設)

二 第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六条第二項及び同項において準用する第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

(裁判員等の任務の終了)

第四十八条 裁判員及び補充裁判員の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一 (略)

二 第三条第一項又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体が行っている事件のすべてを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなつたとき。

(裁判員等に対する説明)

第五十四条の二 裁判長は、刑事訴訟法第二百

九十一条の手續に引き続き、裁判員及び補充

裁判員に対し、事実の認定は証拠によるこ

と、被告事件について犯罪の証明をすべき

3 第一項の決定又は同項の請求を却下する

決定をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

(裁判員等の任務の終了)

第四十八条 裁判員及び補充裁判員の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一 (略)

二 第三条第一項、**第三条の二第一項**又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体が行っている事件**又は同項の合議体で取り扱べき事件の全て**を一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなつたとき。

(新設)

(裁判員等の任務の終了)

第四十八条 裁判員及び補充裁判員の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一 (略)

二 第三条第一項又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体が行っている事件のすべてを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなつたとき。

(新設)

者、犯罪の証明がないときは無罪の言渡しを
しなければならぬこと、事実の認定に必要
な証明の程度その他必要な事項を説明する
ものとする。

2 前項の説明は、公開の法廷でこれをしな
ければならない。

3 裁判長は、第一項の説明に際して、裁判員
及び補充裁判員に対し、同項に定める事項を
記載した書面を交付するものとする。

4 裁判長は、刑事訴訟法第二百九十三条の手
続が終わった後、裁判員及び補充裁判員に対
し、第一項に定める事項を説明するものとす
る。この場合においては、第二項の規定を準
用する。

(評決)

第六十七条 前条第一項の評議における裁判
員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の
規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の
双方の意見を含む合議体の員数の過半数の
意見による。ただし、刑の量定において死刑

(評決)

第六十七条 前条第一項の評議における裁判
員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の
規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の
双方の意見を含む合議体の員数の過半数の
意見による。

(同上)

に処する判断を行うには、合議体の全員の意見が一致しなければならない。

2 死刑に処する判断以外の刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

(評議の秘密)

第七十条 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数(以下「評議の秘密」という。)については、これを漏らしてはならない。

2 前項の規定は、裁判員又は補充裁判員の職にあった者については、適用しない。

2 刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

(評議の秘密)

第七十条 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数(以下「評議の秘密」という。)については、これを漏らしてはならない。

(新設)

(同上)

3 第一項の場合を除き、構成裁判官のみが行う評議については、裁判所法第七十五条第二項後段の規定に従う。

(心理的負担の軽減)

第二百二条の二 裁判所は、裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあつた者に対し、その職務の遂行により生じた心理的な負担を軽減するため、最高裁判所規則で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

(裁判員等による秘密漏示罪)

第百八条 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

2 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た人の秘密を正当な理由

2 前項の場合を除き、構成裁判官のみが行う評議については、裁判所法第七十五条第二項後段の規定に従う。

(新設)

(裁判員等による秘密漏示罪)

第百八条 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除

(同上)

(新設)

が漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官又は裁判員の意見（裁判員の職にあつた者については、自己の意見を除く。）を正当な理由がなく漏らしたとき。

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密（前号に規定するものを除く。）を正当な理由がなく漏らしたとき。

（削る）

3 前二項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。

く。）を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密（前号に規定するものを除く。）を漏らしたとき。

3 前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、評議の秘密（同項第二号に規定するものを除く。）を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。

4
(略)

(削る)

5
(略)

5
(略)

6 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に関与した構成裁判官であつた者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、当該判決において示された事実の認定又は刑の量の当否を述べたときも、第一項と同様とする。

7
(略)

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）〔第二条関係〕

（傍線部分は修正部分）

修正後の改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 裁判員の参加する裁判の手續</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例等（第六十四条―第六十五条の二）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、<u>第三条</u>の決定があつた場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件</p> <p>二（略）</p> <p>三 <u>次条</u>第一項の決定があつた事件</p> <p>2～7（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 裁判員の参加する裁判の手續</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例等（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、<u>次条</u>の決定があつた場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～7（略）</p>

（裁判員の参加する合議体で取り扱う決定）

第二条の二 地方裁判所は、前条第一項第一号又は第二号に該当する事件以外の事件であつて、公訴事実又は法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の加重減免の理由となる事実（以下「公訴事実等」という。）に争いがあると認めるものについて、最高裁判所規則の定めるところにより被告人から請求があつたときは、当該事件を裁判員の参加する合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2| 簡易裁判所に係属している事件であつて、公訴事実等に争いがあること及び裁判員の参加する合議体で取り扱うことについて最高裁判所規則の定めるところにより被告人から申出があつたものについては、裁判所法第三十三条第一項の規定にかかわらず、地方裁判所が第一審の裁判権を有する。この場合において、簡易裁判所は、決定で、当該申出があつた事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。

3| 第一項の請求及び前項の申出は、第一回の公判期日前において裁判所が最高裁判所規則で定めるところにより指定する日までの間（公判前整理手続に付されている事件にあつては、当該公判前整理手続が終わるまでの間）にしなければならない。

4| 刑事訴訟法第四十四条第一項の規定は、第一項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

（新設）

5| 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

(対象事件からの除外)

第三条 地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2 前項の決定又は同項の請求を却下する決定は、合議体でしなければならない。ただし、当該第二条第一項各号に掲げる事件の審判に
関与している裁判官は、その決定に関与することはできない。

3 (略)

(対象事件からの除外)

第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2 前項の決定又は同項の請求を却下する決定は、合議体でなければならない。ただし、当該前条第一項各号に掲げる事件の審判に
与している裁判官は、その決定に関与することはできない。

3 (略)

4 第二条第一項の合議体が構成された後は、職権で第一項の決定をするには、あらかじめ、当該合議体の裁判長の意見を聴かなければならない。

5・6 (略)

(簡易公判手続等の除外)

第六十五条の二 第二条第一項の合議体で取り扱われる事件については、簡易公判手続若しくは即決裁判手続によること又は略式命令をすることはできない。

4 前条第一項の合議体が構成された後は、職権で第一項の決定をするには、あらかじめ、当該合議体の裁判長の意見を聴かなければならない。

5・6 (略)

(新設)

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	改正案
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五項及び第六項の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（<u>第一条の規定の施行に伴う経過措置</u>）</p> <p>2 <u>第一条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「新法」という。）第三十三条の二（新法第三十八条第二項（新法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七條第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に開始された裁判員及び補充裁判員の選任のための手続並びに選任予定裁判員の選定のための手続について適用する。</u></p> <p>3 <u>第一条の規定の施行の際現に係属している事件の評決については、新法第六十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「新法」という。）第三十三条の二（新法第三十八条第二項（新法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七條第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に開始された裁判員及び補充裁判員の選任のための手続並びに選任予定裁判員の選定のための手続について適用する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

〔第二条の規定の施行に伴う経過措置〕

5| 第二条の規定の施行の際現に係属している事件については、同条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二条の二の規定は適用しない。第二条の規定の施行前判決が確定した事件であつて同条の規定の施行後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

（新設）

〔検討〕

6| 政府は、第二条の規定の施行後三年を経過した場合において、同条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。

（新設）

〔法制上の措置等〕

7| 国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度において、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするために、刑事訴訟手続の一層の充実及び迅速化を図ることが緊要な課題であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、検察官が保管する全ての証拠の開示を義務付ける制度並びに被疑者の取調べの状況

（新設）

等の録画及び録音を義務付けるとともにその取調べの際に弁護人の立会いを認める制度を導入するため、必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない。